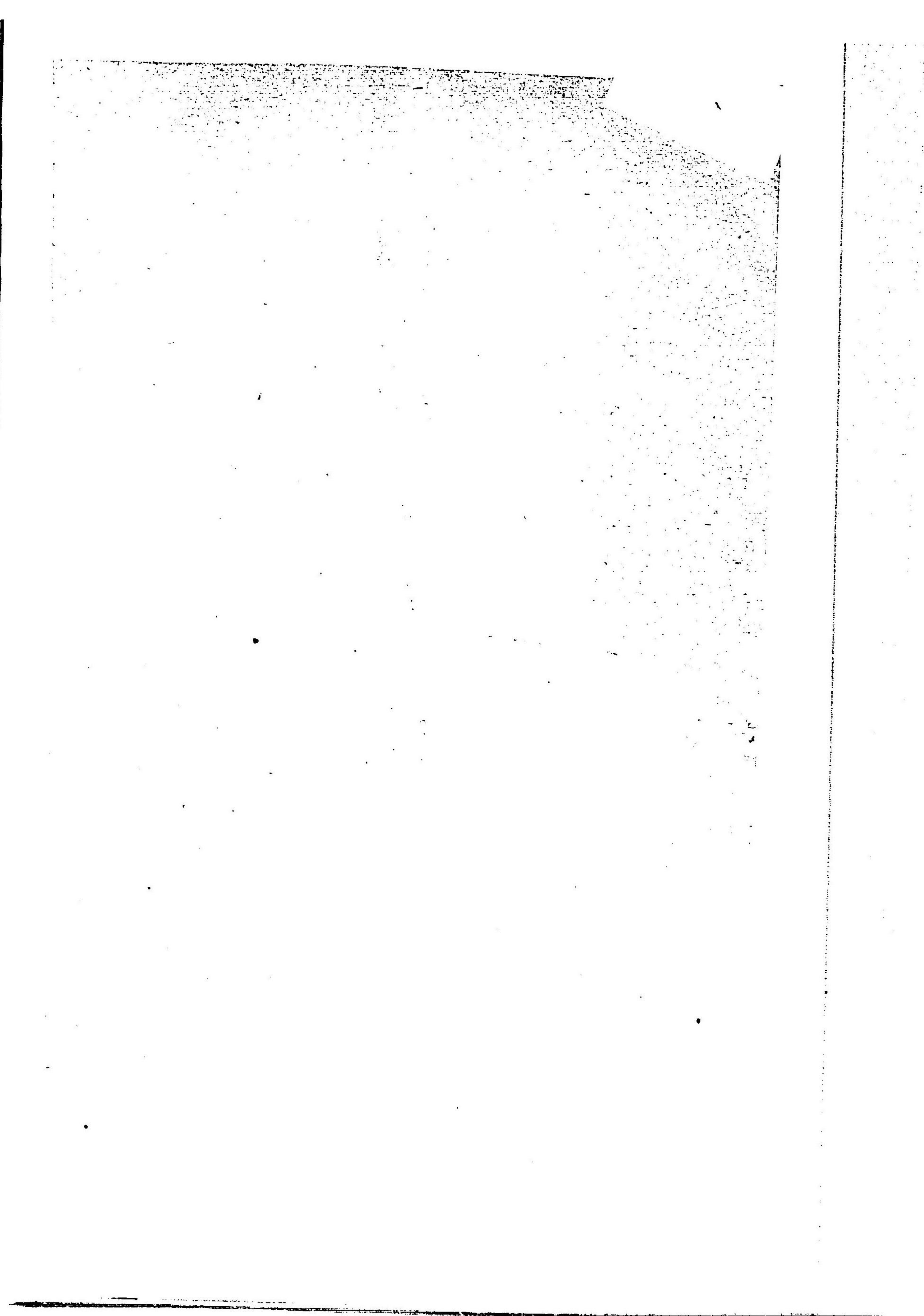
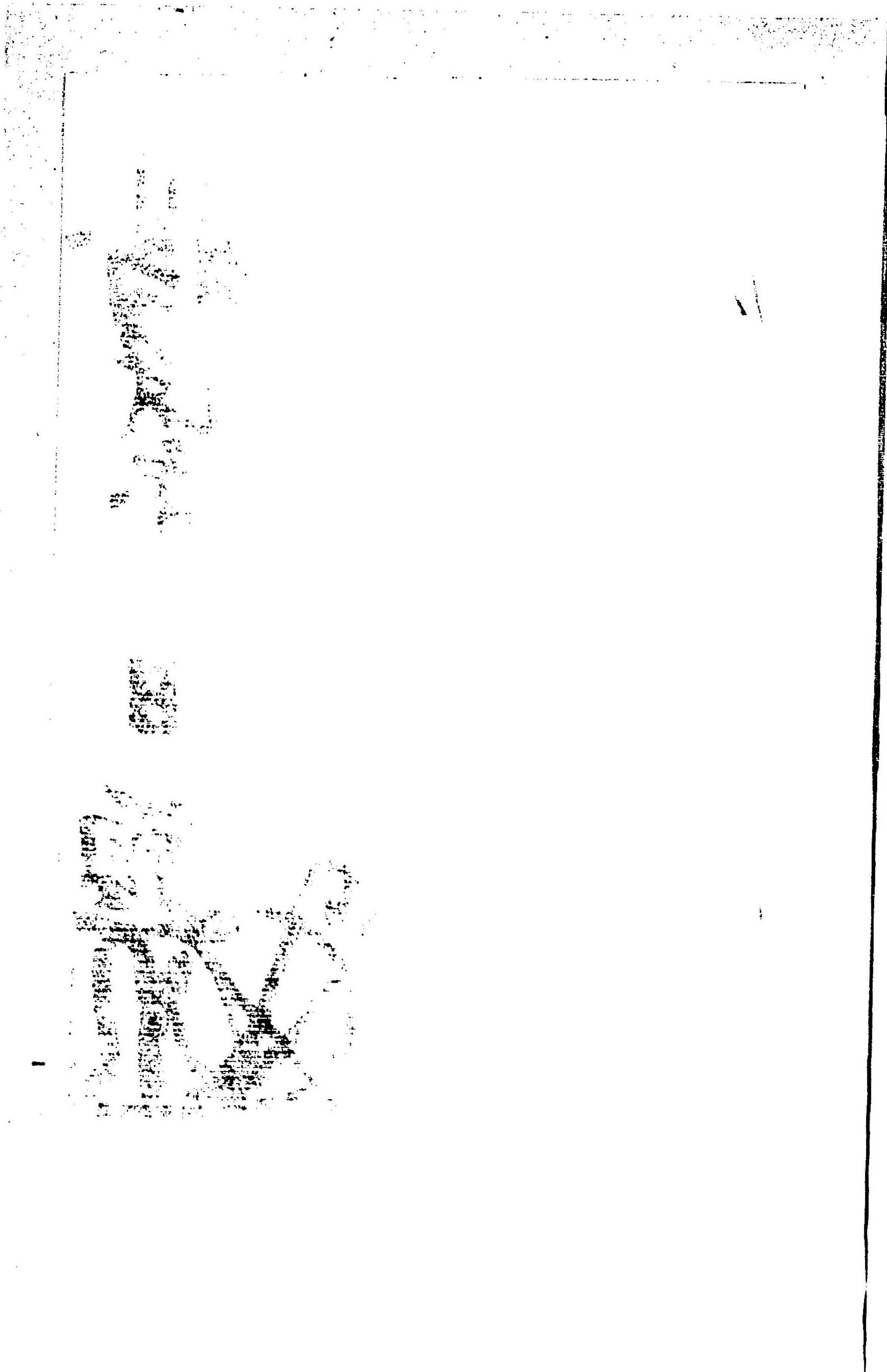
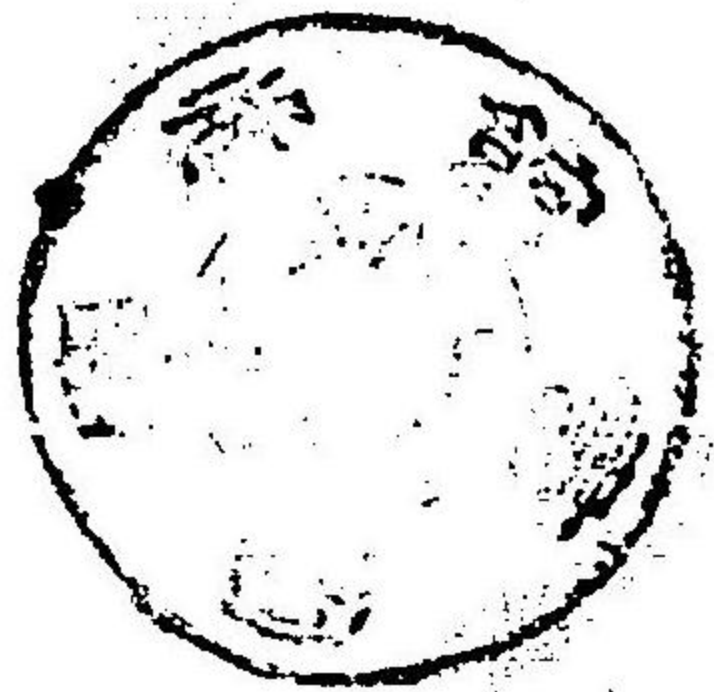


274
278

日嶺上人傳





己未年正月
廿五日
...

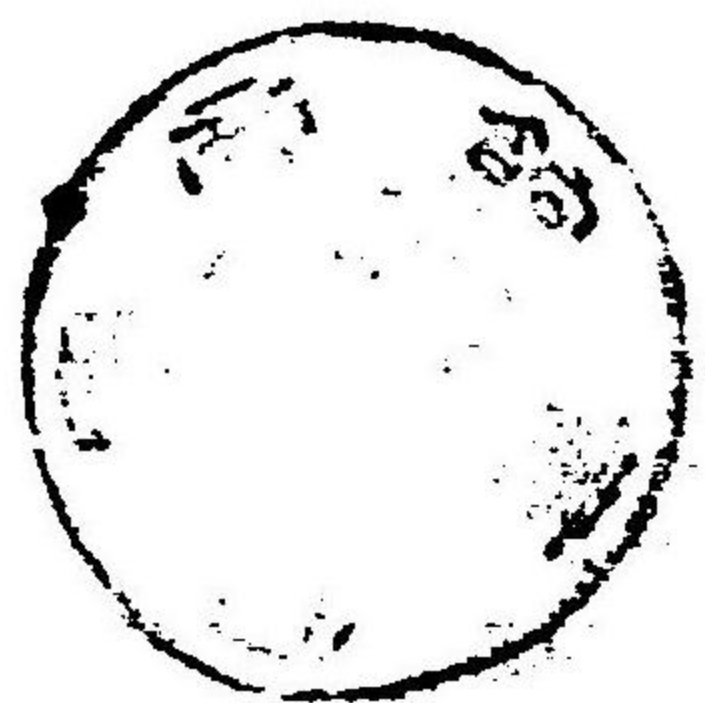
解
名

高保大(建年)

托子(子)子(子)子(子)

子(子)子(子)子(子)

子(子)子(子)子(子)



高保士一海年
丁一

册案

日

雜

1000

Handwritten signature or text at the bottom of the page.

其後之人
亦不
能

日

觀

日顛上人傳

特48
486

上人名は日顛、字は玄靜、守玄院は其號なり、初め獅子吼院日迅と稱し、又塵
 是院と號せしことあり、靈元天皇の天和元年辛酉を以て下總の木積に誕る、
 實に彼の徳川五代の綱吉征夷大將軍に任せられ一層教禁を嚴勵にせし歲なりと
 す、幼にして常住院日宣上人に投じ髮を薙り衣を染む、日宣上人は眞間壽量院
 日祐上人の弟子にして、池上妙悟院日玄上人の法弟たり、飯高教藏院主となり
 講務一年、駿河村松海長寺より再檀了つて隱遁の志を決し、下總に一庵を卜
 して經行懈怠なし、蓋し元祿四年の冬より同五年に涉れる頃か、思ふに日顛上
 人の其門に投じたるも亦是の一兩年に在りたるか、
 元祿六年初て南谷檀林に新説法の式を擧げ、師範の字を襲ぐ、後ち轉じて飯高
 大檀林に學び、妙玄院日等上人の傍に指導せられ、屹々怠倦なく、中座より上
 座に進み、造詣能く屢々同列の徒をして舌を卷かしむ、
 正徳三年秋飯高の教藏院に「玄義」を講演し、同五年江府淺草長遠寺に住す、亭
 保二年轉じて芝朗惺寺に晋み、其五年南谷檀林に金陵の筵を開て、后進の啓發

に盡す所あり、同八年南總に説法勸化して、池上の祖師堂を經營し、同十年秋飯高檀林満山の請に赴き、三文句一の講主となりて多年研鑽の功を空ふせず、同十二年丁未妙玄院日等上人の附嘱を領して、兩山の猊座に倚られたり、池上文書の紺表紙と稱する記録によるに、妙玄院日等上人の退隱發表は同年の八月にして、日顛上人の晋山は同年十一月九日なり、紺表紙に曰く

日等尊前御年七十七之故、御隱居之思召にて同八月十三日御内意、同月廿五日大坊を始め惣地中被召出、御隱居後住の發表、同廿六日地中承諾申す、九月二日等師御出府、同三日寺社奉行小出信濃守へ内伺提出

是の中に後住の發表と記せるものは、日顛上人自筆の法脈譜に注せるものと併せ見んとを要す、左の如し、

日顛。始者日宣弟子也、然共幼年より日等傍に學問仕候故に、日宣日等相談之上にて日等弟子に仕置き、則日等後住に奉願之、依上意住職仕候

之に依るときは日宣上人により雍染し、日等上人に掖提せられ、遂に其禪りを受くるに及べるか、寺社奉行所に致せる手控に、

日顛事

一 下總飯高檀林之能化三ヶ年已前相勤候事

一 當年五十歳罷成候事

一 當寺に勲功御座候上、衆徒末寺一同に後住に願候事

爾後數週十月廿七日に及で、等師の退隱聽かれ、其晦日五半時寺社奉行所に日顛上人を招す、上人其意を領し承教寺日要師を隨へて之に赴けは、奉行は一即日紫衣を着し柳營に登り繼目の式あるべしといふ、奉行は實に左の公命を帯びたればなり、

近年御法事被仰付、紫衣寺被成下、寺格結構に被仰付候故、自今以後池上住職之儀、登城之上、以上意可被仰付之由、

乃ち柳營の御白書院に於て月番老中より住職たるべしの命あり、蓋し上都參内を經ずして紫袍を着するは、前住日等上人の時永紫衣の繪旨あるより始る、同十一月九日莊重なる晋山の式あり、戒纓清く禪月高し、

上人一たび兩山の猊座に倚り、清規を肅正にしてより、上は侯伯の權門より、下は兒童走卒に至るまで、上人の徳風道譽を聞て、敬信景慕おかざるものあり、同十五年遂に釋迦堂の經營を了はる、是等の資は擧を江府に布教し、或は兩總

信越に及び、峽豆駿遠に到り、更に京阪地方に弘通して、而て得る所なり、傳へいふ上人の雄辯宏辭に心服して、受法を請ひしもの一代の間實に十有餘萬人に達せしといふ、或は其夥多を疑ものあらん、然ども上人の演説累計して壹萬參千餘座を數ふと聽かば、漫ろに誇耀ならざるを知るべし、其嘗て所謂る三ヶの津の刑場に一大石碑を建て、罪人に結縁せしめられし事實は、今に尙ほ鈴ヶ森舊刑場の立題塔に之を徴すべし、其一字に米一升を容るといふを以て、凡の大を察すべきか、當時淨土宗の某等亦之に倣ふて六字の碑を同處に建つるや、上人大に宗義を鳴らして、其撤去を官に迫り、遂に其意を達したりといふ、想ふに彼宗信徒夜潜かに六字名號を池上の山門に帖付せしといへるも、必ず是の前後に於ける消息ならん、北總の匠瑳郡能天に存せる朗尊の石廟、及び芙蓉峰の麓に遺れる青銅の寶塔を拜するあらば、前者は其祖の史蹟湮滅に垂んくたるを憂へ、後者は最勝の地を下して、聖蹟を紀念せしめんとするに出でし上人の志を追慕すべし、吾曹嘗て總の地を過りて、上人が彼の逆縁の爲に建てたるもの尠少からざるに敬服せり、

享保十六年辛亥、擧ぐ門末を池上に登らしめて、聖祖の四百五十回遠忌を修む、蓋し一代の盛事なり、後いくはくもなく退隱の志あり、偶々身延後董の紛擾ありて之に干與調停し數年を閱す、事は一日宗新報二百七十八輯以下に連載せし池上の三法類一之を叙したり、就て觀らるべし、享保十九年春正月より元文元年六月に涉り、日皎日潮の兩上人各々黨を樹て身延に晋まんとを争ひ、之を幕廷に訴ふるや、幕吏は前例により、其仲裁調停を擧げて日顛上人に懇囑したり、前例とは身延賜紫參内の祖一圓院日脱上人晋山の時、異議ありしも池上日玄上人の調停即ち幕命により仲裁して、寂遠院日通上人が身延満山の大衆に與へて日脱上人を請すべしとの遺狀を公認せしめたる是なり、乃ち日顛上人は前例舊格を考査し、前後三年に涉れる紛擾を解決し、先哲上座の例を案じ、法脈附囑の格を正し、遂に日潮上人をして棲神法窟の燈を傳ふるを得せしめたり、是れ實に元文元年六月十八日なりとす、日潮上人亦日顛上人の論議に心服し、飯高檀林三谷の先聖は向後順次交互に晋山相續すべく、決して一谷に私せざるべしとの約諾狀を交附するに至れり、身延山相續の事例は實に日顛上人によつて、始めて定められたりと謂ふべく、又長榮長興兩山の相續事例も亦上人によつて定

められしと謂ふべし、少く之れを述べんか、元文元年丙辰七月廿日上人退隱の發表あり、事例略上述に同じ、後董として自己の門下より之を出さず、反つて眞間の日芳上人を擧げたり、寺社奉行に致せし略歴にいふ

眞間弘法寺日芳事

一下總飯高檀林能化二年已前相勤候事

一當年六十五歳罷成候事

一法眷之中先哲にて御座候、拙寺隱居日等存命之砌申置候にも拙僧病身故、

若し隱居願申上候は、弘法寺日芳後住に奉願候様にと申置候事

是略歴は蓋し日顛上人より提供せるもの、而て幕吏は池上の相續例に於て近く

師弟の關係に非ずして晋山せる例を知らざりしもの、如く、更に問ふ所あり、

乃ち答ふる所にいふ、

一眞間弘法寺日芳儀、十一才にて出家仕、飯高檀林え罷出學功三十年にて玄

義能化相勤、其後弘法寺に入寺仕、右在住之内談林文句能化に罷出、弘法

寺住職當年迄二十二年相勤申候

一日芳儀池上本門寺日等法弟弘法寺日筵と申之弟子に御座候

一當住日顛儀、今年五十九歳にて御座候、本門寺住職十年相勤申候

日顛上人の退藏聽れし、其八月十二日にして、日芳上人の住職指令を得られ

しは其十七日なり、日顛上人の隱栖に移り了らるゝや、其二十一日を以て、日

芳上人の晋山式は擧げられたり、

こゝに注意記憶すべしとあり、日顛上人より幕府に致したる前記略履歴に於て、

日芳上人を後董と爲すは、前住日等上人の遺意なりと記する壹項なりとす、日

顛上人退藏に際して門下に人材乏しからず檀林滿講之者十有餘人、再檀能化の

もの十人、この餘を合すれば殆ど三十人に及ぶ、然るに日芳上人を推擧したる

もの何の緣由ぞや、身を兩山の法脈に置くものは、實に是の關係を知らざる可

らず、日顛上人が晩年乃ち不二庵中に認めたまひし一封の遺言狀は、兩山の三

法類に於ける分脈の水開たり、飯高檀林城下谷を以て一法類となし其出身の先

輩を推して、兩山の猊座に倚らしむるに至れるは、上人之を爲せるなり、所謂

る上人の遺言狀初めに法系の資承する所を圖し終りて記する左の如し、(讀易ら

しめん爲め私に句返を施したり諒焉)

後住日芳は眞間弘法寺日筵弟子にて、日筵は師匠の日立え不足を存候て不通

仕、日支遷化の時も不出合、其後一度も廟參も不仕候故に、其弟子たる日芳も池上の後住、不仕管に候得共、某日顛所存に僧の和合を以義と仕候、殊に法眷の不和、甚以不宜存候、付、師匠日等へ兼て致訴訟置き候、拙僧日顛病身に成り、若寺務も不罷成節者、真間日芳を後住に可奉願之候と相濟し置候故に、野衲隱居之節奉願之被仰付候、且又日芳を後住に仕る刻契約、日芳隱居の時には、日潤日等日顛の弟子を日芳の後住に可仕之旨、堅く致約束、則日芳より書判取置申候、明日にも野衲相果其後に日芳隱居に候者、此一巻並日芳の書判を證據と仕り、行川日章を日芳の後住に可仕ものなり、依之師匠日等遺狀をも差添封じ置ものなり以上

延亨二乙丑年二月晦日 池上廿五代 賜紫 守玄院日顛 華押

追而申人候、此書置き死後院家中一讀の上、弟子共方一預り置き可申候、千一及公邊にも候半哉のため、念入系圖共に相認置申候、讀來て先師道念の篤さを仰ぎ、又慮るその遠きに服せずんは非ず、吾曹窃に思ふ、上人をして是の遺言狀を認めしむるに至れる前後を考察し來れば、後董進

退の事ゆるかせならざるものなりとの憂慮を目睹せられしに由る、何ぞや、當時諸山の相續概ね紛争を醸さざるなく、先進後輩の軋轢數々醜を流さざるなきを觀て、常に之を遺憾なりと爲し、兩山のみ清らかな法灯の傳承を爲さんと企てられしか、一端事違て擾々たるを杞憂せらるゝ等、只管に長幼の序を重せしめたり、法眷の融和は聽て宗家の隆昌なりと觀るが故のみ、而て上人の退藏十八年の間、他山との交渉劇甚を極めしは同く延享二年冬より身延月潮上人の前約違反を詰責して遂に其非を改めしめたる等、委は日宗新報『第二百一十一輯以下に連載せるが如し、上人は元文元年秋の退藏より梵暇の清游に擬し、親ら不二庵の十二勝を撰まれたり、不二庵は本門寺の西八町を距る、蓬丘と稱する地に在り、俚俗私に地名を富士見と呼ぶ、遠く千秋の雪を望み得るが爲なり、更に眼を恣にして八ヶ國に及ぶは十二勝に就て之を察る可し、不二庵は日遠上人の御庵室即ち鎌倉經ヶ谷に懸けたまひし額を移し來て名くる所、況や勝景の地に庵を構て詩思飄逸す、其所謂る十二勝に曰く、

- 富士晴雪 足柄層雲 大島月色 秩父雷光 武野春霞 房岫曉白
- 六川朝霧 茅擔夕煙 袖浦征帆 千本歸樵 石尊絶頂 金澤樹峰

蓬丘の地に立て眼を四方に放てば、堅に六十里横は八十里を見るべしといふ、眼界如是に濶し或は尙は數ふ可きものあらん、然ども上人の數へたまへるに超ゆべしや否や、

上人又梅を愛し數百餘株を室に繞らし植て、暗香の座に浮動するを樂まれたり、敢て孤山に倣ふに非るべきも、環潔輝映の高趣は遠く彼玉照堂の及ぶ所ならんや、上人の道風を仰で存問定省の踵を絶たざる侯伯あるを見れば、簷の巡て笑を索め一枝を折て驛使に寄するの風流も亦夫れ之れ有りしならん、茶事の友としは井上遠州侯あり、書友として狩野休眞(隆信)と稱す、池上の本堂に今尙は其筆蹟を存す等あり、上人の雅懷は亦其國風に於て略之を觀るべし、左に其一二を抄せん

當山の近所あらひ宿は名所にて續後撰集に武藏國荒蘭崎磯馴松源家長朝臣の歌有　しら浪のあらひの崎のうなれ松かはらぬいろの人うつれなき
さしもの名所を今世しるまれなるをうらみて
そなれ松かはらぬ色をそれともいさしら浪のよそにみるらん
たつね来てそれともとはし磯馴松まつかひもなき人のこゝろに

享保十六辛亥年七月日とあるを以て察するに退藏以前に在るべし、法義上の上人は如何に之を觀まるらすべきか、上人の遺篇として「隨力演說抄」三十卷及「看經抄」等有りと聞けども、未だ之を見る能はず、傳ふる如くんば、上人の著書及國風の詠草等は、悉く臨終の際に門弟子をして丙丁に附せしめたりといふ傳ふるもの少きも畢竟は之が爲か、上人の遺著として池上方丈の文庫に「興榮兩山列傳」一冊あるを讀みたるにあり、六牙日潮上人の「別頭統紀」に兩山列傳あるは、上人の遺著に多少の修正を施して加へ編みたるものなるは争ひ掩ふ可らざる事實なり、是れ先師の苦心を没するに忍びざるが爲に之を辨するのみ、又上人の手澤ある書及自ら寫録せられたるもの數種に現に承教寺に保存せらる、就て之を考ふるに不受不施に關するもの多し、宗學の研鑽に心力を傾注せられし紀念とも見んか、艸山の慧明日燈上人及小湊の大中日孝上人等が遺書を焼却し或は埋却せる等の芳蹟に似る、故に法義上の上人を觀まるらすに難ずるなり、

寶曆三癸酉年十月微恙を示し、翌十一月三日泊然として化を他界に遷したまへり、其始め病相を現するや、先づ門弟を集めて第一に著書を丙丁に附せしめ、

而て徐ろにいふ「我れ平生此の庵の本院に近ければ、萬一にも火災なごあらんにはと恐れて止まざりき、吾子等にして我の志を諒とせば、我の滅後數日を出でずして先づ是の庵を毀つべし、而て我の本院を懷ふの志を達せしめよ、と冀徳我の如き先師に對して慚愧措く能わざるものあればなり」と叮囑し、更に自己一代の行業に關しては、苟も稱賛し渉る勿れ、況や之を筆に上すが如き、他に對して之を語るが如き、總て嚴禁戒飭すと切言し、法門の隆夷の法眷の盛衰による等、反覆遺誡措かざりしといふ、

上人の草創に成るもの四ヶ寺、大阪福島の淨祐寺、甲州龍地の妙秀寺、相州今宿の本立寺、同州室田の妙行寺等なりとす、殊に淨祐寺の如きは、京攝弘通の實際に成れりと聞く、機感の觸發夫れ將た幾何なりしか、上人の滅後に於て、門弟子等師範上人の遺言なりと雖も容易く蓬丘の庵を毀つに忍びず、荏苒として翌春にいたれば、底事ぞ上人遺愛の梅樹數百擧な枯瘦して往日の奇香を失、曷くんぞ一點の幽趣清らかなるものあらんや、門弟子等驚て偶然に非すとなし、遂に之を毀つに及びたりといふ、蓋し方今中道院に上人の靈牌を安置せるものは、門弟子追慕の情禁せざるの餘に出でたるのみに非ず、蓬丘の不二庵を移せ

るなり、蓬丘の庵を毀つは遺命重ければなり、移して之を今の地に存するは恩を知り之に報するの道を完せるなり、

筆を進めてこゝに至り顧みて上人の性格を想ふ、數年に渉れる紛擾を解決し或は違約を責て寸毫の假借なく成效を見ずんば止まざるが如きは剛毅に非ずして何ぞや、法眷の融和を慮り長幼の次第を正せんとする如きは抑も温厚なるか、著書を丙丁に附し化後稱讚の聲を戒む是夫れ謙讓なるか、宗義の爲に權勢に屈せず所論正大堂々として六字の碑を撤せしめたるが如きは其豪宕を窺ふ可し、上人に心服隨從せるもの多く門弟法孫に人材の濟々たるを觀れば慈愛溢るゝを察すべし、峻嚴烈日秋霜の如きか、然らず、温顔玉の如く悲母の愛子を懷ふが如きか、然らず、上人は一端一偏の人に非ざるなり、其四威儀の芳躅を湊合して之を按ずるに、方正謹嚴義明白の人なり、自己の弟子を后輩に擬せずして却て日芳上人を推し、而も亦其後を承けしめんといふが如きか、師弟の愛に瀾れず法眷の誼を重ず、是れ理義明白にして尙ほ慈愛を失はざるに非ずや、朝野の名士交を上人に求めて方外の交を訂したる事實は、山上に松壽齋を創築し十勝の目を撰びて名士を會し、詩を賦し歌を詠せし事あり、實に享保十三年なり

とす、名士の推重を得たまへる所以方正謹嚴なればなり、愛す可らざるを愛するが如きは決して上人の事非ず、愛す可きを愛するが故に、門弟子服して而て進む、法孫綿々として長く法眷蔓々として廣き所以亦誠とに是が爲なり、根幹枝葉の牢然鬱然たるもの螢澤長明寺は上人の御法弟法悟院觀然日行上人より相繼承し、中延法蓮寺は御直弟常求院辨隆日章上人より相續し堺妙國寺は通光院良周日侃上人より其次弟順正院勝惠日進上人に及び其弟子順了院勝惠日逢上人以來傳灯し、土富店長遠寺は御直弟本壽院立式日利上人より相續し、神樂坂善國寺は御直弟順正院勝惠日進上人の後、其法弟止靜院立靜日雄上人より其弟子立成院文貞日徵上人に付嘱し大坊は日利上人の弟子大道院顯壽日專上人より相續し、柳島法性寺は善國寺日徵上人の法兄立々院立靜日顯上人を傳承して以來各山其法脈清し、此他全國は法孫の散在して宗風を揚げ祖道の復古を叫ぶもの尠ならず、今敢て一々之を録せず、詳かなるを法類系圖に之を具せり、擧を上人が道風徳香の餘慶にあらざるなし、戒纓轉た多摩川の清り清く、禪月長なへに蓬丘を照して明らかなり、

高祖和讃

高祖四百五十年御忌之刻

享保十六龍集辛亥五月三日清書畢

長興長榮

二十五嗣

日顯再緝花押

一句出願
南無日蓮大菩薩
濁惡愚鈍の機の爲に
本地は上行菩薩にて
所生は阪東安房國
假に宿らせ給ひける
二月中旬六日に
藥王丸とぞ申ける
清澄寺へ御登り
初めの八日に出家して
出んと思召れしゆへ
日本國中第一の
虚空藏の威應あり

末法法華の弘通の師
首題の五字を勸めんと
多寶塔中結要の
長狭の郡東條の
八十五代後堀河
誕生ならせ給ひ宛
御年十二と申せしに
道善坊を師とたのみ
道長法師と改められ
虚空藏の御前にて
智者と成してたび給と
後門の方より尊げなる

第五五百の世に出て
誓ひ給と頼母しき
四句の要法付嘱を受け
片海人の胎内に
貞應元年壬午
おさなき時の御名をば
同き國にかくれなき
十八歳の神無月
修學の爲に住房を
御祈請ありし趣は
丹精無二の誓願有る
老僧一人出で來り

虚空藏の持ち給ふ
智恵を只今與んと
投させ給ひける程に
賊に不思議の夢想なり
山門南都園城寺
一を擧れば諸を例し
諸宗を習ひ極めつゝ
諸人に教へ給ひけり
碩徳智者に値ひ玉ひ
其の根本を糺し知り
一切經を見玉へば
各所依の經論に
此のあやまり責すんば
多の人の迷惑し
實に値かたき一乘の
生死の苦海に沈みなん

如意寶珠を手に取て
の玉ひあねす此珠を
格子の外なる聖人の
其後他國へ出給ふ
東寺高野にましくて
端を聞ては奥を知る
清澄寺へ御歸り
然と雖ども宗々の
偏く難問し玉へども
自法理をさとらんと
諸宗の元祖は悉く
曲て私情を加へしと
法の邪正もあらはれず
三惡道に墮ん事
御法の船に逢ながら
此度生死を出ずんば

十六
汝が年月祈りつる
大聖人の御方へ
左のいもどに入けるは
至る學所はどこぞ
學び玉ひし有様は
十二箇年の間には
習ひ學し法門を
經論釋義の不審さに
答ふる學者も更に無し
一切經の藏に入り
佛の本意に背く上
心の内にをばしめし
師の善惡も定らず
佛の本意に背きなん
此妙法を持たずは
何の時をか期すべきぞ

つらく是を案するに
此義をくしいはずんば
靜かに思案を廻らずに
責すは佛法中怨の
無上の道をおしめとは
去る建長第五年
清澄寺の道善坊
念佛無間禪天魔
經論釋義に引合せ
大衆も各々論せしか
此の事國中隠れなく
是非なく害せん其爲に
即座に打んどしかども
其後天下を諫んど
願の中にましませしが
斯て御弘通なされける

是をあらはに申しなば
佛の掟に背かんと
法華涅槃の兩經に
失わるべしと説れたり
正く如來の金言なり
四月二十八日に
持佛堂の南面にて
眞言亡國律國賊
一々次第に宣べ玉へば
終には各々口を杜ぢ
長狹の郡西條の
彌陀室供養に事を寄せ
御弟子の惜身命ゆへ
鎌倉へころ入玉ふ
後に庵を御結び
宗旨の大事と申せしは

皆人こそつて怨むべし
進退爰にきはまれり
法を壞らん者を見て
命を受すること無くて
唯いふべしと思召し
御年三十二歳にして
一山大衆を召し集め
諸宗の邪義を悉く
道善坊を始めとし
舌を卷てぞ座を去ぬ
地頭も是を傳へ聞き
大聖人を請待し
力をよばで止にけり
初は名越の嶺島山
松葉ヶ谷に住玉ふ
所謂塔中別付
十七

本門三箇の大法を
大慈大悲ぞ難有
天變地妖に驚て
勘文一通御綴
宿屋の光則取次で
此の諫狀の御事にて
念佛眞言禪律の
御庵へころは押寄ける
あまた紙をぞ蒙りけり
此等の謂れと覺たり
大學三郎熊本の
此れを鎌倉長興山
弘長元年五月には
預りにころ成り玉ふ
赦れ玉ひて鎌倉へ
生國安房へ下回ある

一切衆生に教化あり
されは正嘉元年より
重て駿州岩本の
文應元年庚申
最明寺にぞ奉らる
是れ第一の諫め也
諸宗一同蜂起して
御弟子能登公初とし
忠言耳に逆ひつゝ
其後聖人御在所を
持佛堂を改めて
妙本寺とは申しなり
伊豆の國へ流されて
されども同三年の
歸らせ給ふと喜し
七十有餘の御母さみ

十八
佛に成さんと思召す
地震大風疫癘の
一切經を照覽あり
七月中旬六日に
安國論と申せしは
同八月廿七
大聖人のねはします
信士の太郎其外も
良薬口に苦しとは
比企ヶ谷へ御移り
法華堂の起立ある
日夜の折伏弘通故
伊東の八郎朝高の
二月の二十二日には
父の廟所を拜せんと
老病忽ち身に競ひ

今を限りと見へ玉ふ
佛意に叶ひ一天下に
助け給へとちかひあり
四ヶ年月日を送られし
十一日の申の時
通らせ玉ひたりけるに
鋒よりも火を出し
御弟子檀那打れける
御身代りに打死す
御頸打んとせし太刀に
景信忽ち狂乱し
勸持品の説相に
正しく御身に受け玉ふ
安國論の勘文と
鎌倉殿を始とし
大早魘の有し時

聖人御悲歎限なく
法華經廣宣流布のらば
諸天へ祈り玉ひしに
奇特の程ころ難有
東條左衛門景信が
東條景信大勢の
いる矢は雨の如くにて
鏡忍御坊日曉と
其外手をひ多とかや
大聖人の御肩間と
幾程なくて狂死せる
強敵三類ある中の
文永五年正月に
割符を合せし如く故
十一箇所へつかはさる
良觀坊が申し請ひ

弘る法華の題目が
老母の壽命を今少し
即時に蘇生ましくて
文永元年十一月の
宿所の前の大道を
軍兵どもを引つれて
追懸申したりける故
檜州の工藤左近丞
景信大刀を振り上げて
左の御手も御紙あり
御厨の程ころ恐ろしき
及加刀杖難をころ
蒙古の牒狀到來す
十一通の御狀をば
同く八年六月に
極樂寺中の律僧の
十九

皆悉く集りて
事の次でに法門の
七日の内に雨ふらば
八齋戒を持つべし
未法持戒は國賊と
法華の行者の弟子となれ
師第一同敷百人
種々の祈請を作しかば
たしかに是を聞き給ひ
雨をふらせし例あり
力をつくし祈れども
かはどの祈叶はずして
八齋戒をふり捨て
良觀坊を始として
此を一段いさむをり
殊更怨み奉る

雨の祈を始めける
邪正を申し定むべし
日蓮日比弘通せる
若雨ふらぬ物ならば
先非を悔て改めよ
良觀坊は是を聞き
身より煙を出しつゝ
小雨も更に降ざりけり
和泉式部や能因が
持律の名ある出家共
二七日にも雨ふらねば
未來成佛可成耶
我が門弟に成るべしと
弟子も檀那も一同に
其後多くの謾言を
行敏房が訴狀には

二十
聖人此由聞召
良觀坊が祈にて
法華の題目打捨て
權經には得道なく
齋戒念佛打捨て
尤なりとよろこびて
大音天を響して
聖人重て宣は
狂言綺語の歌をよみ
一千餘人集りて
邪法なりと思ふべし
約束違る事なけれ
度々使を立て給ふに
聲をわけてぞ悲みける
構けるこそ非分なれ
悪黨凶徒を室内に

築むる由を書たりき
中の二日の入り相に
御座室へ押寄て
余は日本の柱なり
一百日の其中に
是ぞ第二の諫なり
是は偏に未法の
勸持品の説相の
死身弘法と判せしも
幸なるかな法華のため
石に玉を商なり
父母にも廻向せん
仰せ置れし御言葉
御弟子檀那も難にあひ
最後の御伴申しける
劔を振て振り上る

時宗是を承引し
平の頼綱大將にて
大聖人を搦め取る
我を失ひ給ひなば
自界叛逆をこらんと
相州鎌倉龍口
濁惡愚鈍を救はんと
我不愛身名わらはれぬ
此の御事を申すらん
喚頭をはねられなば
此頸の座の功德にて
其功德のあまりをば
肝に銘じてありがたき
三百餘人と聞へける
本間の三郎左衛門は
刀杖尋で折にけり

文永八年長月の
三百餘人を引率し
其時聖人仰には
此國まさには亡べし
大音わけて宣し
御座の座に若玉ふ
法華弘通の故なれば
章安大師の御釋に
されば一所の妙判に
いさごに金をするなり
國士の恩を報すべし
弟子檀那にはふかんと
朗師を始其外の
四條金吾頼基も
御身を害し申さんと
時に異体光り物

江の島辰巳の方よりも
大地に倒て伏にけり
死罪を忽ち宥られ
其名も高き月かけの
三光天子は面のあたり
當具奉行と誓をたて
只今誅罰せられんに
大音聲に宣へば
明星來下し玉ふぞ
佐渡の島へぞつかはさる
たのもしかりし事ぞかし
配所は佐州新穂郷
彼の塚原の有様は
萩吹風の音信て
軒は間ばらに傾きて
雪ふく積消やらで

戌亥の方へ飛渡る
御所の中も不思議なる
依智の郷へを送らるゝ
さやかに照し玉ひしに
靈山會上の其昔し
約束ありし事ぞかし
うれしがばにて澄玉よ
浮雲忍ち引霞ひ
誠に不思議の事どもも
實も數々擲出の
同き霜月朔日に
死人を捨る塚原の
意言葉にれよばれず
人もかよはぬ野の中に
殊更冬の事なれば
命を支へる食もなく

二十一
警固の武士も悉く
物怪のあまた有しかば
比は九月の十三夜
聖人は是を御覽じて
法華の座席に列つて
末世の導師日蓮が
いかに月天々々ど
庭の上の梅の木に
其時御所より使立
佛の所説相違なく
配所に著せ玉ひけり
三昧堂にましくける
尾花かるかや冬がれに
朽ち破れたる草堂の
北山下しはげしくて
しき皮折しき蓑をきて

夜を明し日を暮す
面に火印をさされつゝ
諸宗の強敵集りて
不輕の往事も斯やらん
鎌倉よりも守護代へ
彼義を信せん輩の
諸人は是に恐れつゝ
阿佛房と千日尼
佛の助けと覺たり
本間の六郎重運へ
重運是を承り
大兵乱に達しころ
御弟子あまたの其中に
師弟一所に叶はじと
四ヶ年送り給ひける
吾が師日蓮上人は

異國の法道三藏の
彼の江南に放れしも
惡口怨嫉のみならず
釋尊九横の大難も
仰せ下りし趣きは
其の名を註して進せよ
參り通る人もなし
人目を忍んで夜中には
文永九年壬申
鎌倉中の合戦は
實しからず思ひしに
兼知未萌の大聖人
日朗聖人孝弟にて
宿屋の土の大宰に
其内日朗聖人は
流れ玉ふと聞しより

徳宗帝にせめられて
斯やと思ふばかりなり
種々の難にぞ逢玉ふ
是に争でかまざるべき
流人の僧に近づきて
誠むべしと有しかば
宿世の縁には候ひけん
食事を述べ進せしは
正月中旬六日には
近日なりと宜へば
幾程なくて關東の
誠に貴く覺へけん
頻りに御供願ひしが
手かせ頭かせされつゝ
牢預に向ひつゝ
御行末の覺束なし

指たる科にあらざれば
率預りは是を聞き
御暇をぞまいらする
佐州へ渡り玉ひける
御赦免状を給つて
大聖人も御悦び
持べかりしと仰あり
佐波の島をば御立ある
比企谷にぞ住玉ふ
諸宗謗法宣ひぬ
國恩報謝の爲ぞかし
自他の兩災とさるまじ
蒙古襲來何比ぞ
何月何日と無れども
鎌倉殿を始めとして
壹岐と對馬を奪しは

少し暇を玉はれど
難有もや思ひけん
日朗悦びましくて
同き文永十一年
遙の海山凌つゝ
御落涙ましくて
斯て高祖大上人
三月廿六日に
卯月八日の事なるに
度々天下を諫るに
法の邪正は聞きながら
後には思ひわたらんと
聖人仰ける様は
天の氣色も急なれば
實しからず思ひしに
古今不思議の勘文にて

二十四
涙を流しの玉へば
頓て歸らせ玉へとて
四年の間に八度まで
二月中の四日には
參られけるころ難有
師匠はかゝる弟子を
彌生の中の二日には
鎌倉へ入り玉ひ
平頼綱に對面し
命に及んで申せしは
其糺明のあらざれば
諫め玉へば頼綱は
經の文には年限を
今年の中とぞ仰ける
十月西式せり來り
是第三の諫なり

三度國主を諫むるに
鎌倉中を出で給ひ
備々古例を案するに
周の代伯夷叔齊が
身延山にましくて
晝は終日一乗の
彌持の御聲を難有
弘安五年の秋の末
路々御利益有ながら
武州荏原の郡なる
崇敬更に淺からず
昔靈山會上にて
かはれる處は無りけり
諸法空の座に坐して
利世安民の謀ごと
只一乘にとゞまれり

更に承引あらざれば
十七日には甲斐の國
殷の時代に大公望
首陽の山に籠りしも
九ヶ年山居の行業は
御法を論談御座て
實にも貴く覺たり
九月初の八日には
同く中の八日には
池上村につき給ふ
鎌倉中の弟子檀那
我娑婆世界の別命に
聖人慈悲の室に入り
安國論を講せしは
妙法皈依にしくはなし
十月初の三日には

同き五月十二日
身延山に入り給ふ
船溪山に身をかくし
實にことばりと覺たり
心も言も及ばれず
夜は竟夜要文の
御年六十一にして
身延の澤を出で玉ひ
身延山より丑寅の
右衛門の大夫宗仲は
不残わつたり給ひけり
本化の涌出し給ふに
柔和の衣を着しつゝ
轉法輪の儀式なり
後生善處の行ひも
御弟子日朗聖人に

三ヶの大事を授られ
未代澆季の機の爲に
廣宣流布の靈地とて
感涙肝に銘じつゝ、
十月初の八日には
御祈禱經の付賑ある
弟子日法に仰付
我入滅の其後は
二世の祈をなすべしと
晝夜の勤行おこたらす
弘安五年の壬午
首題を唱へ一心に
壽量品の半にて
紫雲虚空にたなびきて
三七日の其中に
教の如く此みぎり

大衆悲號有様は
諸弟子諸檀恭敬して
廣宣流布の御利益
日蓮が慈悲廣大なれば
未來までも流布すべし
所作の佛事は多けれど
請ひ願くは大聖人
妙法五字に歸せしめて
後五百歳中廣宣流布
倍增法樂倍增威光

日蓮一期の行功を
妙法弘通あるべしと
日明菩薩に付囑ある
身命更に惜まじと
數百人の弟子の中
兩山本堂本尊に
御影を直にささませて
此影像を拜ん人
此地に安置玉ひけり
香花燈明間斷なく
十月十二の暮よりも
十三日の辰の時
正念右脇に化し玉ふ
音樂四方に聞へたつ
大地震動するならば
地神も身をや振けん

世尊の涅槃に異ならず
御葬禮の儀式あり
信謗何れか残る可き
南無妙法蓮華經は
あとはされしを難し有
短才いかで宣盡さん
所立の法門弘まりて
現當二世の願望を
閻浮提内使不斷絶

二十六
不殘與る譲り状
妙本本門兩寺をも
時に日明聖人は
但借無上の誓あり
上足六人定られ
一尊四菩薩勸請し
自開眼なさせられ
我に對面すと思ひ
夫より今に至るまで
靈驗わらたに御座
大漫荼羅に御向
大衆と共に誦經あり
異香室内薫じつゝ、
始め大衆に告玉ふ
我入滅と思ひ知れ
草木も哀を催せり

十四日の子の刻に
末法今の時までも
されば一書の妙判に
末法萬年の外
大聖人の御一代
器を存じて讃歎す
一天四海ごとく
思の儘に成就せん
南無日蓮大菩薩



2-68

明治參拾五年拾月廿八日印刷
明治參拾五年拾一月三日發行

發行兼
編輯人

印刷人

中道院委員

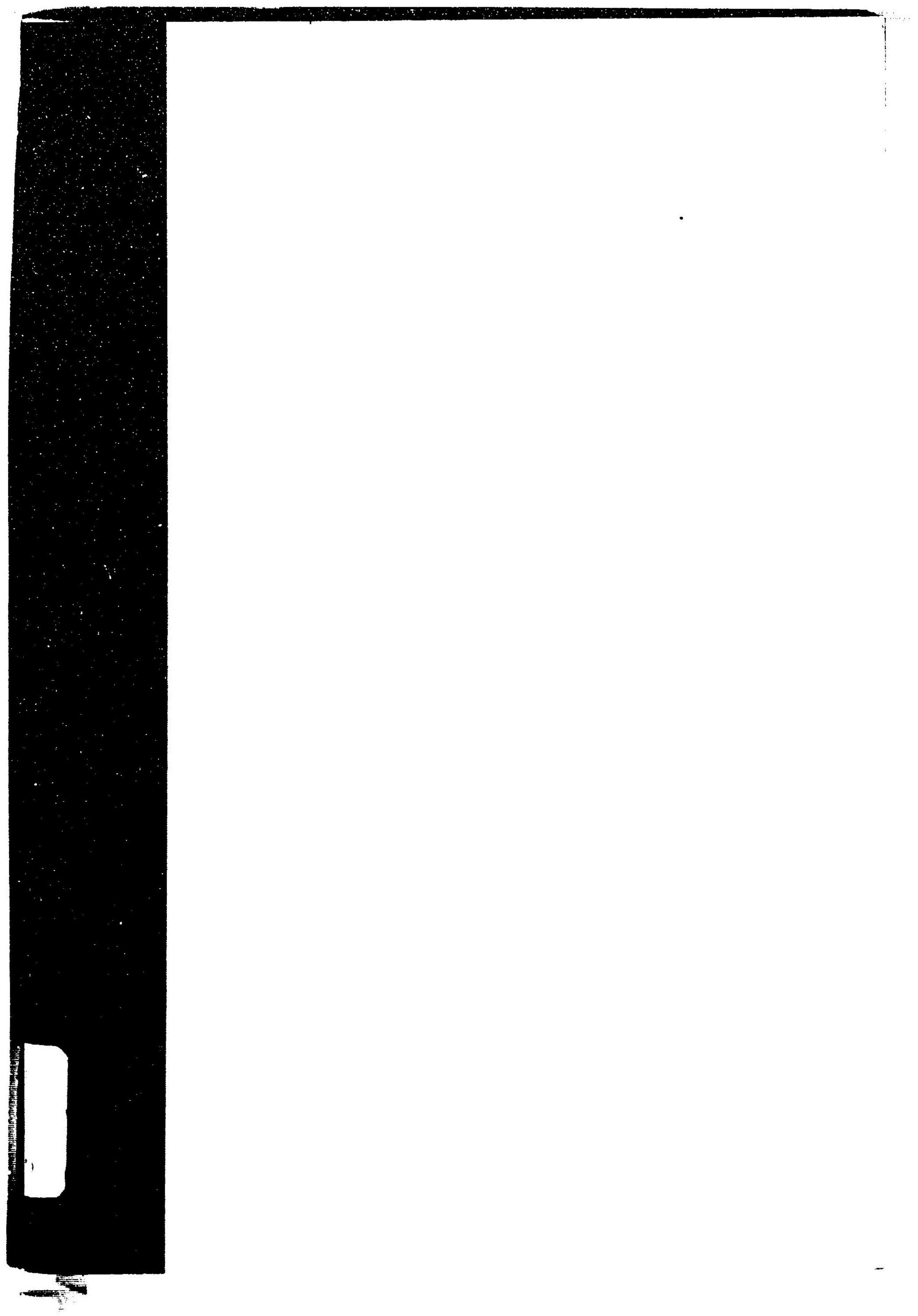
田中存要

東京府荏原郡池上村四十七番地

北澤久太郎

東京區中橋和泉町一番地





日嶺上人傳

国立国会図書館

020013-000-3

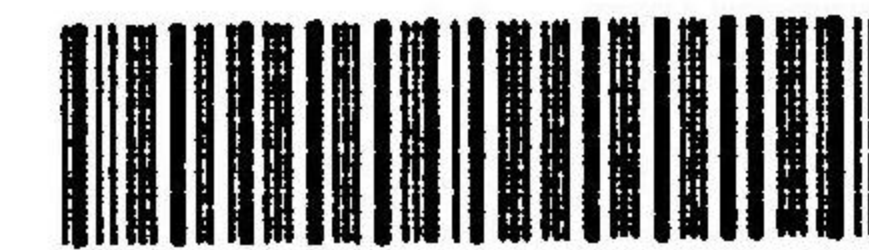
特48-486

日嶺上人伝

田中 存要 / 編

M35.11

ABH-0178



特

4

